札幌開発建設部オープンカウンター方式実施要領

札幌開発建設部契約企画課

（**定義**）
第１条　オープンカウンター方式とは、一般競争に準じた見積合わせ方式で、見積合わせへの参加を希望する者（以下、「見積参加希望者」という。）からの見積書により見積合わせを行い、契約の相手方を特定する方式をいいます。
　対象となる契約は、会計法第２９条の３第５項に基づき実施する少額の物品購入、役務の提供等の契約です。
（**参加資格**）
第２条　本要領に基づくオープンカウンター方式による見積参加希望者に必要な資格は、次の各号のとおりとします。
(1)　予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
(2)　原則として、契約の属する年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のいずれかにおいて、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、競争参加資格を有していない者であっても、過去の実績により十分な履行能力が証明できることを条件に参加を認める場合があります。しかし、その場合においても「調達ポータル」（https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101）により、国土交通省競争参加資格を取得するよう勧めます。
(3)　北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でない者であること。
(4)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
(5)　会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けた者を除く。
２　前項のほか、契約の履行に必要な条件（固有の免許や資格の保有、担当する技術者への固有の資格の保有等）を課す場合があります。その場合、必要な条件は見積依頼書又は仕様書に明示しますので、必ず確認して下さい。
（**発注情報の公開等**）
第３条　オープンカウンター方式発注情報を札幌開発建設部契約企画課にて掲示するほか、札幌開発建設部ホームページ（https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/keiyaku_kikaku/kluhh4000000hklc.html）に公開します。
２　見積に関する諸条件は、見積依頼書、仕様書、設計書及び見本等（以下、「仕様書等」という。）により提示します。
３　仕様書等は、調達ポータルのダウンロード機能による方法で交付します。
　　調達ポータル　https://www.p-portal.go.jp/
　ただし、通信障害の場合など、やむを得ない事由により調達ポータルによる交付を受けることが困難な場合は、以下に問い合わせること。
　　札幌開発建設部契約企画課調達スタッフ
　　電話　011-611-0269
　なお、該当事務所において、閲覧をする場合は、「仕様書等閲覧カード」（様式１）に必要事項を記入のうえ提出してください。
４　ダウンロードの方法は、札幌開発建設部ホームページを参照ください。
　（https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/keiyaku_kikaku/kluhh4000000hklc.html）
５　仕様書等に関する質問があった場合の回答は、調達ポータルのダウンロード機能で公開するため、ダウンロードの際に、「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れてください。
（**同等品の確認**）
第４条　物品の購入においては、規格指定のものを除き、見積に際し納入等を行う物品は仕様書等で指定した規格等と同等以上とします。指定した規格等と異なる規格で見積を行う場合には、見積書投函締切日の前週の木曜日１２時まで（木曜日が祝日の場合は、水曜日の１２時まで）に「同等品確認書」（様式２）及び商品の規格や仕様等が確認できる資料（カタログの写し等）を添付して、札幌開発建設部契約企画課調達スタッフに持参又は電子メール（送付先電子メールアドレス hkd-sp-choutatsu@gxb.mlit.go.jp）により提出して確認を受けて下さい。
　なお、確認を受けていない規格外の物品の納入は認めません。
２　「同等品確認書」を受理後、申請の内容を確認し、電子メールで回答します。
（**仕様書等への質問**）
第５条　仕様書等に対して質問がある場合は、見積書投函締切日の前週の木曜日１２時まで（木曜日が祝日の場合は、水曜日の１２時まで）に「質問書」（様式３）を札幌開発建設部契約企画課調達スタッフに持参又は電子メール（送付先電子メールアドレス hkd-sp-choutatsu@gxb.mlit.go.jp）により提出して下さい。
２　「質問書」を受理後、質問内容を確認し、調達ポータルにおいて、回答します。
（**見積の方法**）
第６条　見積書の提出は、本実施要領及び仕様書等を熟読のうえ、見積依頼書に記載されている見積書提出期間内に札幌開発建設部契約企画課に設置している見積書投函箱に投函して下さい。また、該当事務所等でも受付します。なお、見積書には消費税及び地方消費税を含んだ合計金額を記載し

て下さい。また、見積書の宛名は「支出負担行為担当官札幌開発建設部長」として下さい。
２　郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９条）第２号第６条に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９号に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による見積書の提出を認めます。なお、電子メールによる見積書の提出は認めません。
３　見積参加希望者は、調達物品等の価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要する一切の諸経費を加算して見積もるものとします。
４ 次の(1)、(2)の手続きを行った場合については、見積書の押印の省略を可とします。
(1) 提出する見積書に「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を記載して下さい。
(2) 下記の①又は②のどちらか一つを行って下さい。
①見積書を提出する際に上記（１）で見積書に記載した「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先が記載された名刺（コピー可）をホチキス止め等で添付し提出して下さい。
②見積書提出日時までに、電子メールの本文に、見積書の押印を省略する契約件名と上記(1)で見積書に記載した「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を記入して下記の電子メールアドレスに送信して下さい。送信する電子メールの件名は「押印省略の申出（会社名）」として下さい。
なお、同一の見積書開封日の契約案件については、一通の電子メール（送付先電子メールアドレス hkd-sp-choutatsu@gxb.mlit.go.jp）で申し出ることを可とします。

（**公正な見積の確保**）
第７条　見積参加希望者は、私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為は行ってはなりません。
２ 見積参加希望者は、見積に当たっては、競争を制限する目的で他の見積参加希望者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。
３ 見積参加希望者は、契約の相手方の決定前に、他の見積参加希望者に対して見積価格を開示してはなりません。

（**見積合わせ**）
第８条　見積合わせは、見積依頼書に記載している見積書の最終提出日に非公開で行います。

（**契約の相手方の決定**）
第９条　有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積もりした者を契約の相手方とします。
２　見積合わせの結果は、契約の相手方となるべき者にのみ連絡します。
３　契約の相手方となるべき者が２者以上あるときは、くじ引きで契約の相手方を決定します。
４　くじ引きの日程は電話等で速やかに通知しますが、参加できない場合は、見積事務に関係のない職員が代わってくじを引くこととします。

（**見積合わせの不調**）
第 10 条　提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積がない時は、見積合わせに参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めることがあります。
２　再度の見積書の提出期限までに見積書の提出がされない場合は、辞退したものとみなします。

（**無効の見積**）
第 11 条　次の各号の一に該当する見積は、無効とします。
(1)　参加する資格のない者が行った見積
(2)　見積書の提出期限後に提出された見積書
(3)　件名、金額、氏名、押印（押印を省略する場合「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載が無い入札）等、見積書に記載等を必要とする事項について記載のない見積書又は誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
(4)　同一人が見積もった２通以上の見積書
(5)　金額を訂正した見積書
(6)　次のいずれかに該当する場合は、見積を無効とし、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」に基づく指名停止等を行うことがある。また、場合によっては、見積を取りやめることがある。
ア　電子調達システムのダウンロード機能により仕様書等をダウンロードしなかった者（発注者から直接交付された場合を除く。）
イ　見積に関する資料を他者から取得した者
ウ　見積に関する資料を他の参加者へ渡した者
エ　閲覧をしていない又は「仕様書等閲覧カード」の提出がない者の見積
(7)　郵送等で見積書の提出をする場合で、見積依頼書に記載する提出期限までに札幌開発建設部契約企画課又は該当事務所等に到着しなかった見積書
(8)　仕様書やその他見積に関する条件に違反した見積書

（**見積結果の閲覧について**）
第 12 条　見積合わせの結果は、札幌開発建設部契約企画課で閲覧に供します。

（**暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について**）
第 13 条　次の各号について遵守すること。
(1)　本件において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。再委託先等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
(2)　(1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
(3)　(1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある
(4)　本件において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害

が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

（**その他**）

第 14 条　見積書作成及び提出等にかかる費用は、すべて見積参加希望者が負担するものとします。

２　物品購入契約の相手方になった方は決定後に速やかに内訳書の提出をして下さい。なお、積算の誤りによる合計金額の事後訂正は認めません。

３　様式１～３は、札幌開発建設部契約企画課、事務所等及び札幌開発建設部ホームページにて入手できます。

４　使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

５　都合により、見積合わせを取り止めることがあります。

６　契約保証金については、これを免除とします。

７　契約の相手方として決定した者が正当な理由が無く、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。